

第52回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年3月24日（水曜日）午前10時
※受付開始時間 午前9時30分

場所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
都ホテル尼崎 3階 鳳凰の間

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

<株主提案（第4号議案）>
第4号議案 定款変更の件

目次

P.1 第52回定時株主総会招集ご通知
P.9 株主総会参考書類
P.20 事業報告
P.44 計算書類
P.48 監査報告書

メック株式会社



証券コード 4971

新型コロナウイルス感染症への対応について
当株主総会における新型コロナウイルス
感染防止の対応につきましては、7頁を
ご覧ください。

(証券コード 4971)
2021年3月2日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目4番1号
メ ッ ク 株 式 会 社
代表取締役社長 前 田 和 夫

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席にならない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2021年3月23日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月24日（水曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時30分）

2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
都ホテル尼崎 3階 鳳凰の間
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第52期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算
書類監査結果報告の件
 2. 第52期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案 定款変更の件

議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月23日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。
- (2) 賛否の表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（6頁）の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧のうえ、2021年3月23日（火曜日）午後5時20分までに行使してください。
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mec-co.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ 当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mec-co.com/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、監査等委員会は本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類の他、上記①、②および③についても監査しております。また、会計監査人は本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類、計算書類の他、上記②および③についても監査しております。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席になる場合

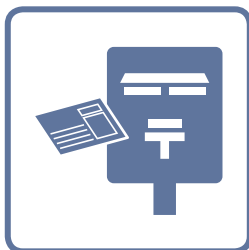


同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日 時

2021年3月24日（水曜日）
午前10時

株主総会にご出席にならない場合



議決権行使書用紙を郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否をご表示のうえ投函

行使期限

2021年3月23日（火曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネットによる議決権行使の場合
（パソコンまたはスマートフォン）

各議案に対する賛否をご入力
行使方法につきましては、6頁をお読みください。

行使期限

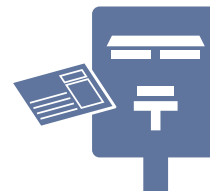
2021年3月23日（火曜日）
午後5時20分入力分まで

ご注意

1. 当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

以 上

書面による議決権行使のご案内



行使期限：2021年3月23日（火曜日）午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示していただき、ご返送願います。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

■記入方法のご案内

議決権行使書

メック株式会社 御中

私は、2021年3月24日開催の貴社第52回定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2021年3月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

メック株式会社

株主番号

議決権行使個数

個

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否

（ご記入欄）

第4号議案につき、「株主提案」に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。

お願い

- 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月23日午後5時20分までに到着するようにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、下のQRコードをスマートフォンに読み取る、表面記載のウェブサイトにアクセスし2021年3月23日午後5時20分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

メック株式会社

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第4号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としては本議案に反対しております。詳細は17ページ以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

■記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

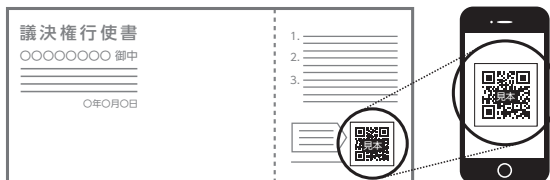
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否

インターネットによる議決権行使について

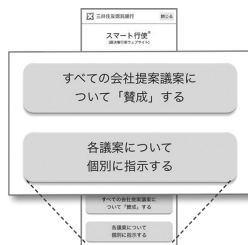
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



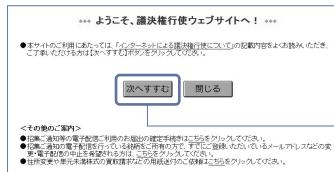
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

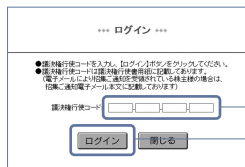
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



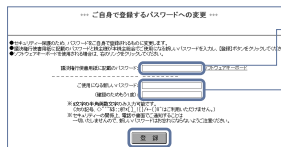
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行
ウェブサポート

専用
ダイヤル



0120-652-031
(午前9時～午後9時)

用紙のご請求等、
その他のご照会は



0120-782-031
(平日午前9時～午後5時)

当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

＜株主様へのお願い＞

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席をお控えください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。行使期限は2021年3月23日（火）午後5時20分到着または受付分までです。

＜ご来場される株主様へのお願い＞

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用とアルコール消毒液の使用、入場前の検温について、ご協力をお願いいたします。マスク未着用の場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

＜当社の対応について＞

- ・株主総会の運営スタッフは、検温等の体調確認を行ったうえ、マスク着用で対応させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・受付において、体温を計測させていただきます。37.5℃以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。
- ・株主総会の議事は、感染症の拡大を避けるため例年よりも短時間で行う予定としております。議事における報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.mec-co.com/ir/general-meeting/>）にてお知らせいたします。

株主の皆様へ

株主還元について

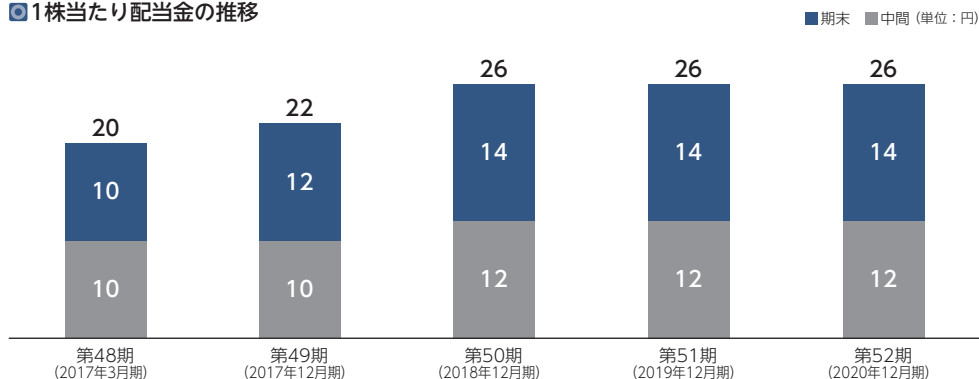
株主還元方針

当社は連結配当性向30%を中期的目標として利益を積極的に株主還元する方針です。

配当の状況

第52期の年間配当金を、第51期の26円と同額の26円とさせていただきました。

1株当たり配当金の推移



株主優待制度のご案内

12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様を対象に、保有株式数の区分に応じて年に1度、QUOカードを贈呈いたします。発送は毎年3月末頃を予定しております。

保有株式数	優待内容
100株以上1,000株未満	QUOカード 1,000円分
1,000株以上	QUOカード 2,000円分

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるために現行定款第2条（目的）について事業目的を変更するものであります。

なお、本議案による定款の一部変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. プリント回路基板及び半導体製造過程で基板面に回路を形成する為に使用する工業用薬品の製造、販売並びに輸出入</u> <u>2. 銅、鉄合金、アルミ等各種金属の特殊表面処理技術の開発及びそのノウハウの提供</u> <u>3. 金属と樹脂の密着性向上のための技術の開発及びそのノウハウの提供</u> <u>4. 金属、ガラス、樹脂等の表面改質技術の開発及びそのノウハウの提供</u>	（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 以下の製品の開発、製造、販売および輸出入に係る事業</u> <u>① 電子基板・電子部品および半導体の製造過程において用いる表面処理用薬品</u> <u>② 前号に関連する材料</u> <u>(2) 電子基板、電子部品および半導体の製造過程において用いる装置および機器の開発、製造、販売、貸与および輸出入に係る事業</u> <u>(3) 金属および樹脂の二次加工</u> <u>(4) 機能性化粧品および医薬部外品ならびにその原料の開発、製造、販売および輸出入に係る事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>5.上記2 号、3 号、4 号の技術に関する工業用薬品の製造、販売並びに輸出入</u>	<u>(5)情報処理・情報提供サービスの運営およびそれらに関するコンサルティング事業</u>
<u>6.プリント回路基板製造装置及び半導体製造装置の設計、製作、据付、販売、リース、賃貸並びに輸出入</u>	<u>(6)広告および宣伝に関する事業</u>
<u>7.金属と樹脂の接合部分の製造、販売並びに輸出入</u>	<u>(7)農業、林業および水産業に関する事業</u>
<u>8.鉄、非鉄金属の二次加工</u>	<u>(8)研究調査の請負および技術コンサルティング事業</u>
<u>9.工業所有権及び関連ノウハウの開発、取得、実施許諾並びに販売</u>	<u>(9)労働者派遣事業</u>
<u>10.研究調査の請負及び技術コンサルタント</u>	<u>(10)前各号に付帯または関連する一切の事業</u>
<u>11.前各号に付帯する一切の業務</u>	【削 除】

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当
1	再任 前田和夫	代表取締役社長 最高経営責任者
2	再任 中川登志子	取締役兼常務執行役員経営企画本部長
3	新任 住友貞光	執行役員事業本部長
4	再任 北條俊彦	独立社外取締役

候補者番号	ふりがな 氏(生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 まえだかずお 前田和夫 (1962年4月15日)	2000年1月 当社入社 2000年4月 当社社長室室長 2000年6月 当社取締役社長室室長 2001年4月 当社常務取締役 2002年6月 当社代表取締役社長 2011年4月 当社代表取締役社長兼研究開発本部長 2012年6月 当社代表取締役社長（現任） 2015年7月 当社最高経営責任者（現任） [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.取締役	726,900株
【候補者とした理由】 前田和夫氏は、2002年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、取締役会の議長として、その活性化およびコーポレート・ガバナンスの強化等に注力してまいりました。また、最高経営責任者として経営の指揮を執り、強力なリーダーシップで経営課題に取り組み、グループ全体の安定的な成長と企業価値の向上を図ってまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
2	再 任 な か が わ と し こ 中 川 登 志 子 (1961 年 8 月 3 日)	1984年 4 月 当社入社 2004年 4 月 当社研究開発センター長 2004年 6 月 当社執行役員研究開発センター長 2010年 6 月 当社常務執行役員研究開発センター長 2011年 4 月 当社常務執行役員事業本部長 2011年 7 月 当社常務執行役員事業本部長兼業務サポ ート室長 2012年 4 月 当社常務執行役員事業本部長兼事業企画 室長 2013年 4 月 当社常務執行役員研究開発本部長兼企画 室長 2014年 6 月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部 長兼企画室長 2015年 7 月 当社取締役兼常務執行役員企画室長兼イ ノベーション室長 2016年10月 当社取締役兼常務執行役員経営企画本部 長 (現任) [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC(HONG KONG)LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS(SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.取締役	61,400株
【候補者とした理由】 中川登志子氏は、当社取締役として、研究開発に関する深い知見を活かし、中期経営計画策定および 推進による企業価値の向上に大きな貢献をまいりました。また、経営企画本部長として当社のマ ネジメントシステムの充実やESGの推進、ICT活用の推進や積極的なＩＲ活動等、当社の企業体制の 改善および企業価値の向上に努めてまいりました。さらに、2020年4月からは経理財務部門も管掌 し、より信頼性の高い組織づくりに努めてまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判 断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
3	新任 す み と も さ だ み つ 住 友 貞 光 (1964 年 7 月 9 日)	1988年10月 当社入社 2000年 4 月 MEC EUROPE NV. 出向 2003年10月 当社国際事業センター 課長代理 2006年 1 月 当社国際事業センター 事業推進グループ長 2008年 4 月 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD. 出向 同社 副総経理 2012年 4 月 MEC(HONG KONG)LTD. 総経理（現任） MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD. 総経理（現任） 2019年 3 月 当社執行役員 2021年 1 月 当社執行役員事業本部長（現任） [重要な兼職の状況] MEC(HONG KONG)LTD. 取締役 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD. 取締役	20,400株
〔候補者とした理由〕 住友貞光氏は、当社入社以来長年にわたり海外事業部門に従事し、当社の海外事業について豊富な知識と経験を有しております。 また、2012年からはMEC(HONG KONG)LTD.およびMEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.の総経理に就任する等、当社子会社の経営を長年にわたり経験しており、企業経営についても精通しております。 さらに、2021年1月からは事業本部長として、海外子会社を含む全営業部門を統括しております。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
4	再任 ほうじょうとしひこ 北 條 俊 彦 (1956年12月18日)	1981年 4 月 住友電気工業株式会社入社 1999年 1 月 SEIブレーキシステムズタイランド社長 2005年 7 月 住友電気工業株式会社 豊田支店第一電装システム営業部部長 2007年 7 月 同社西部営業部部長 2008年 5 月 SEWS-ATC (タイランド) 社長 2012年 2 月 住電電装商貿 (上海) 社長 2017年 6 月 株式会社経世済民カンパニー 代表取締役 (現任) 2020年 3 月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社経世済民カンパニー 代表取締役	—
[候補者とした理由] 北條俊彦氏は、当社独立社外取締役として、企業経営者としての豊富な経験と高い見識、海外事業経営に関する幅広い知見から、当社の経営全般に対して中立的な立場で監督・提言を行ってまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き独立社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 北條俊彦氏は、独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
3. 北條俊彦氏は現在、当社の独立社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、北條俊彦氏との間において、以下の内容の責任限定契約を締結しております。北條俊彦氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社役員に関する事項」の「(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(31ページ)に記載のとおりであります。

監査等委員会の意見

独立社外取締役である監査等委員3名のうち2名は、指名報酬諮問委員会3名のメンバーとなっており、過半数を占めております。取締役の選任・解任に当たっては、指名報酬諮問委員会の選任・解任基準にそって厳格に審査するとともに、監査等委員会においてさらに是非を検討した結果、適任としております。報酬については、業績連動型金銭報酬制度や業績連動型株式報酬制度の実施で、短期・中長期の業績連動のウエイトを高めた透明性の高い制度になっており、個々の実績評価は妥当としております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 要 地 な 位、兼 担 職 当 の 状 況	所有する当社の株式数
お く だ た か お 奥 田 孝 雄 (1967年9月25日)	1996年4月 大阪弁護士会登録 北浜法律事務所 入所 2002年10月 奥田・木下法律事務所設立、共同代表弁護士 2005年10月 南森町法律事務所へ改称、共同代表弁護士（現任） 2015年5月 当社監査役 2015年6月 当社監査役 退任 2017年6月 株式会社フュートレック 社外取締役（現任） 2020年5月 学校法人芦屋学園 理事（非常勤）（現任） [重要な兼職の状況] 南森町法律事務所 共同代表弁護士 株式会社フュートレック 社外取締役	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 奥田孝雄氏は、補欠の独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 奥田孝雄氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く不測の事態において、企業法務に精通している同氏を社外取締役とすることが適当であると判断したためであります。
4. 奥田孝雄氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有しているためであります。
5. 奥田孝雄氏が、社外取締役に就任する場合に締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
6. 奥田孝雄氏が、社外取締役に就任する場合は、同氏は、当社が継続し更新する予定の会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社役員に関する事項」の「(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(31ページ)に記載のとおりであります。

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案は株主4名からのご提案によるものであります。なお、提案株主4名の議決権の数は、1,225個であります。

本議案の提案の内容および提案の理由につきましては、原則として提案株主から提出されたものを原文のまま掲載しております。

第4号議案 定款変更の件

1 提案する議題の内容

<定款変更の件>

現行定款に以下の条文を新設する。

第24条の2

前条の規定にかかわらず、社史を刊行することは、重要な業務執行として取締役会の決議を要する。

2. 社史内容の正確性・客観性を確保するため、元役員、識者らから成る第三者委員会を設置し、刊行の実施を監督するものとする。

2 提案の理由

社史は、会社の顔であり、内容が事実在即し客観性を持たなければならない。社史の交付対象は、株主、役員・従業員のほか、元役員、関係団体、取引先、その他、利害関係者等、広くに及ぶ（出版経費も多額になる）。社史内容が事実と反し不適切な場合、会社の信用を傷つけ、役員・従業員の士気を萎えさせ、株主、関係団体、取引先等の利害関係者にマイナスの影響を与えひいては会社の利益を大きく損なう。しかし創業50周年記念事業として出版した『独創半世紀 メック50年のあゆみ』（2019年5月）は、2017年8月に代表取締役社長の独断で決定し取締役常務執行役員編集長の指揮の下1年9ヵ月をかけた公式社史であるが、特に創業期の記載は、①共同創業者を無視し元社長のみを創業者とした社長一代記と化しており、②会社を発展させる基礎となった製品の番号を間違えかつ薬品処理に使用する機械の写真とその説明文が矛盾し、③被写体の承諾なく写真掲載して肖像権侵害を犯し、④記憶違いの年代ミスが2つもある元役員のコラムをそのまま掲載するという重大な誤りがあった。原因は、i 共同創業者である提案者らの聞取りを忌避し専ら元社長の記憶に頼ったこと、ii 平成26年改正に基づき監査委員会等設置会社に移行した際の定款24条により業務執

行の社長独裁が強まったこと（監査役の廃止の一方、社外取締役が機能していない）にある。定款変更は以上の不備・欠陥を是正するために行うものである。

＜第4号議案に対する当社取締役会の意見＞

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。その理由は以下のとおりであります。

1. 定款は、会社組織活動の根本規則としての性格を有するものであります。ところが、本議案の規定は、個別問題にかかる対応を内容としておりますので、そもそも、定款記載事項としての適切性を欠くものであります。
2. 取締役会決議を要する「重要な業務執行」（会社法362条4項柱書）とは、会社経営のための業務のうち、会社の財政状態や経営成績等に重大な影響を与える事項をいいます。何が「重要な業務執行」に該当するかは法定のものを除き、一義的に定まるものではないため、ある業務執行時の会社の実情に応じて当該業務執行が会社に重大な影響を与えるか否かを個別具体的に判断していくことこそが適切であり、定款で一律に定めることは適切でないと考えます（なお、当社としては、「2. 提案の理由」で触れられている『独創半世紀 メック50年のあゆみ』は、当社の現従業員と入社予定者のみを対象とした刊行物であり、いかなる意味においても「重要な業務執行」にあたらないと考えております。）。
3. 当社は、2016年6月20日開催の第47回定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から監査等委員会設置会社に移行し、併せて、経営の効率性を高め迅速な意思決定を可能とするため、「重要な業務執行」の決定の一部を代表取締役に委任できることとなりました。社史発刊という「重要な業務執行」とは目されない事項についてまで取締役会の決議を必要とすることは、株主の皆様にご承認いただいた、当社のガバナンスの在り方や方針に逆行するものと考えます（なお、監査等委員会設置会社への移行後、当社では、いずれも独立社外取締役の要件を満たす監査等委員が専門的な知識・経験を活かし取締役の職務執行を監督することで、ガバナンスの強化が図られております。「2. 提案の理由」では「業務執行の社長独裁が強まった」と述べられておりますが、そのような事実はございません。）。
4. 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」（2018年6月1日改訂）は、その対象である上場会社の取締役会について、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと、(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと、(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役およびいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきであると規定しています。社史という収益力・

資本効率等の改善や企業戦略等の大きな方向性とは関係のない事項についてまで取締役会の決議を必要とすることは、このコーポレートガバナンス・コードの要請にも反しているものと考えます。

5. 最後に、第三者委員会とは、通常、企業や組織において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等の不祥事が発生した場合および発生が疑われる場合において、企業や組織から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止等を提言する委員会をいいます。社史の内容に単純な誤記等が含まれていたとしても投資家の投資判断に重大な影響をもたらしたり、内部統制の有効性や経営陣の信頼性に相当の疑義をもたらしたりするような性質のものではないため、第三者委員会を設置して当社から独立した委員によって刊行の実施について監督を受けるまでの必要性はありません（なお、「2. 提案の理由」で述べられている「重大な誤り」の内容は、いずれも歴史的事実に対する評価の違い、単純な誤記（および元役員の供述内容の不正確性を指摘するもの）、独自の見解に立って肖像権侵害を主張するものにすぎません。）。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2020年1月1日～2020年12月31日）における世界経済は、緩やかな回復基調で始まりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）の世界的大流行により、世界経済は大幅なマイナス成長となりました。わが国経済は、雇用・所得環境改善の継続や経済の好循環進展の中、内需を中心とした景気回復が見込まれておりましたが、感染症の影響で厳しい状況となりました。

IMF（国際通貨基金）は2021年世界経済成長率を、前年比+5.5%、日本は+3.1%といずれも2020年のマイナス成長からの回復を見通すものの、依然として不確実性が極めて高く、先行き不透明な状況にあります。

エレクトロニクス業界は、感染症を契機に世界各国でオンライン化やリモート化が加速し、また、それに伴うデータ通信量急増を背景に、サーバーやパソコン、タブレット端末等に強い需要がありました。感染症拡大の影響を受け落ち込みが見られた自動車は、年後半には回復基調にありました。スマートフォンは、一部の高性能機種で販売が好調だったものの全体では不振でした。

当社グループの関係市場である電子基板・部品業界は、エレクトロニクス業界の影響を受け、サーバーやパソコン、タブレット端末向けの需要は堅調に推移し、自動車の生産回復基調の動きに伴いそれらに搭載される半導体や電子部品等の需要も回復の傾向が見られました。スマートフォン向けの関連製品は低調でした。

電子基板は、IoT、AI、5G等の技術の広がりを背景に、高密度化や技術革新が進んでいます。これらの関連市場は引き続き高い成長が見込まれ、注目が集まる移動通信システムは、第4世代（4G）から高速大容量の第5世代（5G）への切り替え、普及に向け取り組みがさらに活発化しており、特に次世代データセンターに関係する高性能パッケージ基板向けの生産体制強化に向けた設備投資も進展しております。

このような環境のもと、当社グループは高密度電子基板向け製品の開発、販売に注力いたしました。主要製品の売上の動向としましては、半導体を搭載するパッケージ基板向けに高いシェアを持つ超粗化系密着向上剤「CZシリーズ」はサーバーやパソコンの需要増加

により前期比で大きく増加し、ディスプレイ向け「SFシリーズ」は年後半に鈍化したもののタブレット端末需要により前期に比べ好調な結果となりました。微細配線の形成を可能にする「EXEシリーズ」の販売は関連する電子機器の需要に一巡の傾向が見られ前期比でほぼ横ばいとなりました。多層電子基板向け密着向上剤「V-Bondシリーズ」は、関連する自動車市場の影響を受け回復の動きが見られましたが、前期比で減少しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は119億56百万円（前期比10億90百万円、10.0%増）となりました。販売費及び一般管理費は50億25百万円（同44百万円、0.9%増）となり、営業利益は23億70百万円（同7億33百万円、44.8%増）、売上高営業利益率は19.8%で、前期の15.1%と比較し4.7ポイント改善しました。経常利益は23億88百万円（同6億66百万円、38.7%増）となりました。税金等調整前当期純利益は23億9百万円（同5億98百万円、35.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億95百万円（同3億59百万円、29.1%増）となりました。

売上高の内訳は、薬品売上高は115億98百万円（前期比9億40百万円、8.8%増）、機械売上高は2億82百万円（同1億98百万円、237.4%増）、資材売上高は68百万円（同37百万円、35.6%減）、その他売上高は7百万円（同11百万円、59.3%減）となりました。

海外売上高比率は53.3%となり、前期に比べ1.9ポイント減少しました。

セグメントごとの状況は次のとおりです。

日本では、外出自粛による需要の影響を受け、パソコンやタブレット端末の販売が好調で関連する製品が好調に推移し、当連結会計年度の売上高は57億85百万円（前期比7億41百万円、14.7%増）、セグメント利益は16億60百万円（同5億99百万円、56.5%増）となりました。

台湾では、サーバーや基地局向けパッケージ基板が好調に推移し、関連する製品の売上が増加し、当連結会計年度の売上高は24億32百万円（前期比2億51百万円、11.5%増）、セグメント利益は3億16百万円（同43百万円、16.0%増）となりました。

香港（香港、珠海）では、感染症の影響で一時的に需要が落ち込みましたが、その後の反動で結果的に売上は回復し、当連結会計年度の売上高は11億39百万円（前期比1億13百万円、11.1%増）、セグメント利益は2億47百万円（同68百万円、38.6%増）となりました。

中国（蘇州）では、タブレット端末の生産が日本や珠海地区に移管され減少したものの、サーバーやパソコン向けパッケージ基板が好調で、利益率の高い製品の出荷が多かったため、当連結会計年度の売上高は20億12百万円（前期比21百万円、1.1%増）、セグメント利益は3億35百万円（同1億70百万円、103.1%増）となりました。

欧州では、感染症の影響を受け、特に車載基板の減少により関連する製品が低調で、当連結会計年度の売上高は5億46百万円（前期比78百万円、12.5%減）、セグメント利益は61百万円（同1百万円、2.2%減）となりました。

タイでは、今後拡大する東南アジア市場を深耕するために2017年5月29日に当社6社目の子会社を設立し、2019年9月から稼働いたしました。売上への貢献は少なく、当連結会計年度の売上高は40百万円（前期は売上への貢献なし）、セグメント損失は1億76百万円（前期は1億36百万円の損失）となりました。

キャッシュ・フローに関しては、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は前期末にくらべて5億18百万円増加し、44億71百万円となりました。この要因は営業活動によるキャッシュ・フローで24億29百万円得られ、投資活動によるキャッシュ・フローで11億49百万円使用し、財務活動によるキャッシュ・フローで7億71百万円使用したことによります。

以上の結果、ROEは9.5%となりました。

また、株主の皆様への還元といたしましては、年間配当金を26円とし、連結配当性向は30.9%となっております。

品目別売上高の状況は次のとおりであります。

区 分	第51期（前連結会計年度）		第52期（当連結会計年度）		
	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	10,657	98.1	11,598	97.0	108.8
電 子 基 板 用 機 械	83	0.8	282	2.4	337.4
電 子 基 板 用 資 材	105	1.0	68	0.6	64.4
そ の 他	18	0.1	7	0.0	40.7
合 計	10,865	100.0	11,956	100.0	110.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は8億47百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
東初島研究所リニューアル工事
尼崎事業所 研究用設備・実験機器、尼崎工場製造設備
長岡工場 製造設備の更新
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
尼崎事業所 尼崎工場危険物製造棟
- ③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

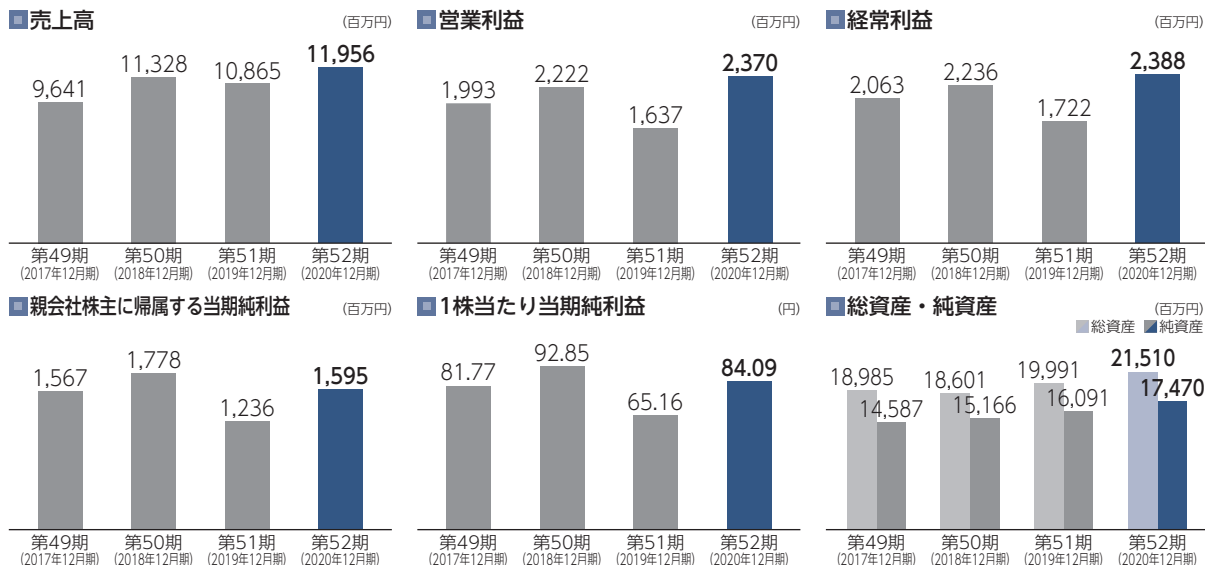
(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、運転資金として国内金融機関より短期借入金4億円を調達いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第49期 (2017年12月期)	第50期 (2018年12月期)	第51期 (2019年12月期)	第52期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高 (百万円)	9,641	11,328	10,865	11,956
営業利益 (百万円)	1,993	2,222	1,637	2,370
経常利益 (百万円)	2,063	2,236	1,722	2,388
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,567	1,778	1,236	1,595
1株当たり当期純利益 (円)	81.77	92.85	65.16	84.09
総資産 (百万円)	18,985	18,601	19,991	21,510
純資産 (百万円)	14,587	15,166	16,091	17,470
1株当たり純資産 (円)	760.92	799.46	847.94	920.60
R O E (%)	11.3	12.0	7.9	9.5
従業員数 (名)	333	351	365	367

- (注) 1. 1株当たりの指標については、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。
3. 第49期につきましては、決算日を12月31日に変更したことにともない、9ヶ月間となっております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第51期の期首から適用しており、「総資産」については、第49期より当該会計基準を遡って適用したのちの金額となっております。



(注) 第49期につきましては、決算日を12月31日に変更したことにともない、9ヶ月間となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、「1. 企業集団の現況に関する事項」「(1) 事業の経過および成果」の欄に記載したとおりであり、景気の先行きは不透明であります。

当社グループは、エレクトロニクス関連の界面処理を核とする技術開発力を最大の特長として、高付加価値のある製品をグローバルに顧客に提供する研究開発型企業です。市場のニーズに的確に応え、革新的なテクノロジーの実用化に貢献できるようなシーズを生み出し育てるよう、独創的な技術開発力にさらに磨きをかけるとともに、エレクトロニクス業界および関連する業界、参入が可能な事業領域についてのグローバルな動向把握と潜在需要の掘り起こしに努め、高い品質の製品と技術サービスの提供を図ります。また、環境・安全への配慮とワーク・ライフ・バランスの実現等により、事業推進力の強化を実現してまいります。

さらなる成長路線を実現すべく、当社グループは、企業価値の源泉である社是「仕事を楽しむ」を掲げ、経営理念「わたしたちは『独創の技術』『信頼の品質』『万全のサービス』を信条に、自由に着想し、グローバルな事業活動を通して界面価値創造を実現することで豊かで潤いのある社会と環境づくりに貢献します。」を基本方針とし、中期経営計画に沿って各種施策に取り組んでおります。特に、経営戦略の根幹となる次の施策に重点的に取り組んでおります。

当社グループは、これらの課題を克服することにより、オンリーワンまたはナンバーワンの領域を複数保有する地位の獲得を目標とし、継続的に高い成長を実現し続けるべく全力を尽くしてまいります。

① 技術マーケティングの強化

従来、当社グループの顧客はその大半が電子基板・電子部品メーカーであります。今後も大きく視野を拡大し、“川上”の材料メーカーとの共同評価、“川下”のエンドユーザー、セットメーカーへの技術紹介や認定取得といった活動をより強化してまいります。技術マーケティングの強化により製品開発の迅速化にも寄与すると考えております。当社のコア技術をより全面に出したグローバルなマーケティングにより、潜在顧客の発掘と拡販および新製品開発を図ります。

② オープンイノベーションの推進

近年、世界におけるIoTやAI、データを活用した技術の発達と革新はめざましいものがあります。当社グループもその流れをいち早くつかみ、事業拡大につなげるべく、経営理念「独創の技術」に加えて、外部のアイデアや開発力をより積極的に活用することで自社の潜在力を引き出し、これまでになかった価値を見つけて事業化を図ります。また、このような取り組みによって、開発の迅速化も実現できると確信しております。

③ ESG-H戦略の推進

E：Environment環境、S：Social社会、G：Governance企業統治に加え、H：Human resources人財の頭文字からなるESG-H戦略は、会社事業の礎となるものです。

当社は代表取締役社長が委員長を務めるESG委員会を設置しており、適時、委員会を開催し、ESG-H戦略の推進に努めています。

また、当社は化学薬品事業会社として、例えば「環境」においては適正な化学物質の管理、自然および生物多様性の保護に重きをおき、製造現場環境の改善ならびに電子基板・電子部品メーカーの歩留まり改善といった効率性向上への寄与を念頭に製品開発を進めてまいります。「社会」においては当社製品を通し5Gや自動運転技術の進歩等、産業・社会の発展に取り組みます。また、従業員の「ワーク・ライフ・バランス（WLB）」支援、株主や顧客、地域社会等ステークホルダーに対して「企業の社会的責任」を果たすべく活動・貢献を積極的に推進しております。例えば、WLBではフレックスタイム制を導入し、さらに新型コロナウイルス感染症の対応を契機に、在宅勤務推奨や通勤手段を拡充する等、従業員の安全・安心の確保を第一に柔軟な働き方ができるよう臨機応変に取り組んでおります。

地域社会への貢献として、尼崎事業所に関しては、地域住民の避難場所としての機能も有しております。「企業統治」においては経営のダイバーシティ（多様性）と透明性確保の観点から社外役員の招聘を積極的に推進し、また情報開示、資本効率向上に常に取り組んでおります。

そして、会社の中長期的な目標を達成するため、企業競争力最大の源泉は「人財」です。多様性を尊重し、誰もが多彩な能力を存分に発揮できるよう、国籍・性別、性的マイノリティ（LGBT）、年齢、障がいの有無といった個々の違いを活かす環境整備に取り組んでおります。一人一人が能力を最大限に発揮し企業価値を最大化できる人財育成に取り組んでいます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
MEC TAIWAN COMPANY LTD.	200,000千NT\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC (HONG KONG) LTD.	4,500千HK\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.	8,000千HK\$	100 % (100) (※1)	電子基板・部品資材事業
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.	4,000千US\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC EUROPE NV.	1,000千EUR	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	215,000千THB	100 % (※2)	電子基板・部品資材事業

(※1) MEC (HONG KONG) LTD.所有分であります。

(※2) MEC TAIWAN COMPANY LTD.が0.009%、MEC (HONG KONG) LTD.が0.005%をそれぞれ出資しております。

(7) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループは、電子基板・部品資材事業を主業務としており、各製商品分類、主要製商品は以下のとおりであります。

製商品分類		主要製商品
製 品	電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	密着向上剤 エッチング剤 その他表面処理剤
	電子基板用機械	薬品処理機械 各種前後処理機械
商 品	電子基板用資材	銅箔 ドライフィルム
そ の 他		機械修理

(8) 主要な営業所および工場（2020年12月31日現在）

名 称	所 在 地
メック株式会社：本社・研究所・尼崎工場	兵庫県尼崎市
メック株式会社：東初島研究所	兵庫県尼崎市
メック株式会社：西宮工場	兵庫県西宮市
メック株式会社：長岡工場	新潟県長岡市
メック株式会社：東京営業所	東京都立川市
MEC TAIWAN COMPANY LTD.：本社・工場	台湾 桃園市
MEC (HONG KONG) LTD.：本社	香港 九龍地区
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.：本社・工場	中国 珠海市
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.：本社・工場	中国 蘇州市
MEC EUROPE NV.：本社・工場	ベルギー ゲント
MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.：本社・工場	タイ アユタヤ

(9) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
367名	2名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
198名 (男性 142名) (女性 56名)	1名減	41.1歳	12.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	200百万円
株式会社みずほ銀行	200百万円

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	前 田 和 夫	最高経営責任者 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 取締役
取 締 役	長 井 眞	専務執行役員 事業本部長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC (HONG KONG) LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役
取 締 役	中 川 登 志 子	常務執行役員 経営企画本部長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 取締役
取 締 役	北 條 俊 彦	株式会社経世済民カンパニー 代表取締役
取締役（監査等委員）	高 尾 光 俊	テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	橋 本 薫	尾家産業株式会社 社外監査役 弁護士法人大阪船場法律事務所 パートナー
取締役（監査等委員）	林 光 雄	尼崎市公平委員会 委員長 兵庫県立大学経営学部 客員教授

- (注) 1. 取締役北條俊彦氏ならびに取締役（監査等委員）高尾光俊氏、橋本 薫氏および林 光雄氏は、独立社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）高尾光俊氏は他社における財務経理部門での長年の経験により、取締役（監査等委員）橋本 薫氏は公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会は、選定監査等委員の仕組みを活用して年間の役割分担を定め、内部監査室とともにすべての事業所を往査する等で監査品質を維持するとともに、独立社外取締役として、取締役会等に加え指名報酬諮問委員会・ESG委員会の委員にも就任し、監督の付託に応えるよう努めております。
- 毎月開催される監査等委員会には、オブザーバーとして監査等委員でない社外取締役と内部監査室も出席し情報共有と意見交換を行っております。
- また監査等委員のうち1名は、適時適切に職務対処ができるよう人選をしており、監査等委員会事務局を監査等委員会直属として配置しております。そのため、当社は常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 2020年3月24日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役橋本 薫氏、監査等委員である取締役佐竹隆幸氏および田中明子氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社と北條俊彦氏、高尾光俊氏、橋本 薫氏および林 光雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4氏ともに1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社および当社子会社の取締役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く） （うち独立社外取締役）	5名 (2)	135百万円 (5)
取締役（監査等委員） （うち独立社外取締役）	5 (5)	30 (30)
合 計	10	165

- (注) 1. 上記には、2020年3月24日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名（社外取締役）、監査等委員である取締役2名（社外取締役）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第47回定時株主総会において、年額170百万円（うち社外取締役分20百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第47回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。
4. 独立社外取締役の報酬は、月額定額報酬としております。
5. 取締役（独立社外取締役を除く。）の報酬は、月額定額報酬と業績連動報酬および固定株式報酬としております。業績連動報酬には、連結経常利益に連動する業績連動型金銭報酬と中長期的報酬としての業績連動型株式報酬があり、それぞれ役位に応じてウェイト配分しております。
6. 取締役（独立社外取締役を除く。）の報酬総額には、株式報酬が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 独立性がない場合の判断基準の制定

独立性がない場合の厳格な判断基準を以下のとおり制定しております。これに照らして社外役員は、全員独立性を有しております。

a 議決権を 5 % 以上保有している当社の大株主であるか大株主である組織において、勤務経験がある。

b 当社のメインバンクもしくは主要な借入先において、勤務経験がある。

c 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。

d 当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。

e 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬などの報酬を得ている実績がある。

f a から e の該当期間は、現時点から遡り 5 年以内とする。

g 次のイおよびロのいずれかに掲げる者の近親者である。

イ a から f までに掲げる者。

ロ 当社または子会社、関連会社の業務執行者や非業務執行者、従業員。

② 重要な兼職先と当社との関係

すべての役員の役員兼任ルールとして、非業務執行役員は当社を含め原則 4 社以内、業務執行役員は当社を含め原則 2 社以内としております。兼職のある役員は下記のとおりです。

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
独立社外取締役	北 條 俊 彦	株式会社経世済民カンパニー 代表取締役	特別の関係なし
独立社外取締役 (監 査 等 委 員)	高 尾 光 俊	テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外監査役	特別の関係なし
独立社外取締役 (監 査 等 委 員)	橋 本 薫	尾家産業株式会社 社外監査役 弁護士法人大阪船場法律事務所 パートナー	特別の関係なし
独立社外取締役 (監 査 等 委 員)	林 光 雄	尼崎市公平委員会 委員長 兵庫県立大学経営学部 客員教授	特別の関係なし

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役の取締役会出席率および監査等委員である社外取締役の監査等委員会出席率は85%以上を求めることとしております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
独立社外取締役	北 條 俊 彦	2020年3月24日に就任以降、当事業年度に開催された13回の取締役会すべてに出席し、さらに13回開催された監査等委員会にもオブザーバーとしてすべて出席しております。 企業経営者としての豊富な知識および海外事業経営に関する深い見識から、幅広い経営課題について積極的に提言しております。 また、ESG委員会委員として、コーポレート・ガバナンス等に資する提言を積極的に行っております。
独立社外取締役 (監 査 等 委 員)	高 尾 光 俊	当事業年度に開催された17回の取締役会、17回の監査等委員会すべてに出席しております。 監査等委員長として委員会の運営にあたるほか、経理・財務に関する専門的な知識をはじめとする管理業務全般の知識と、他社の経営者として培われた豊富な見識から、経営全般にわたる課題の指摘や提言などを積極的に行っております。 また、指名報酬諮問委員会委員およびESG委員会委員として、役員報酬制度やコーポレート・ガバナンスの推進に関する課題等について積極的に提言しております。
独立社外取締役 (監 査 等 委 員)	橋 本 薫	当事業年度に開催された17回の取締役会すべてに出席しております。 また、17回開催された監査等委員会のうち、監査等委員である取締役に就任前に開催された4回の監査等委員会はオブザーバーとして、2020年3月24日の就任以降は監査等委員としてすべてに出席しております。 弁護士および公認会計士として培われた専門的な知識で、法務・会計の視点から積極的に提言しております。 また、指名報酬諮問委員会委員およびESG委員会委員として、役員報酬制度やコーポレート・ガバナンスの推進に関する課題等について積極的に提言しております。
独立社外取締役 (監 査 等 委 員)	林 光 雄	2020年3月24日に就任以降、当事業年度に開催された13回の取締役会、13回の監査等委員会すべてに出席しております。 企業経営者としての豊富な知識による専門的見地から、幅広い経営課題について積極的に提言しております。 また、ESG委員会委員として、コーポレート・ガバナンス等に資する提言を積極的に行っております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当社が支払うべき報酬等の額	31百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要資料を入手し、報告を受けただうで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し、適切性、妥当性を判断した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
3. 当社子会社のうち、MEC EUROPE NV.、MEC(HONG KONG)LTD.およびMEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人のネットワーク以外の監査法人の監査を受けております。その他の子会社の監査費用として、当社会計監査人と同一のデロイトトウシュトーマツのネットワークの会計監査人に対して支払うべき金額の総額は、12百万円であります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言および情報提供等を委託いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

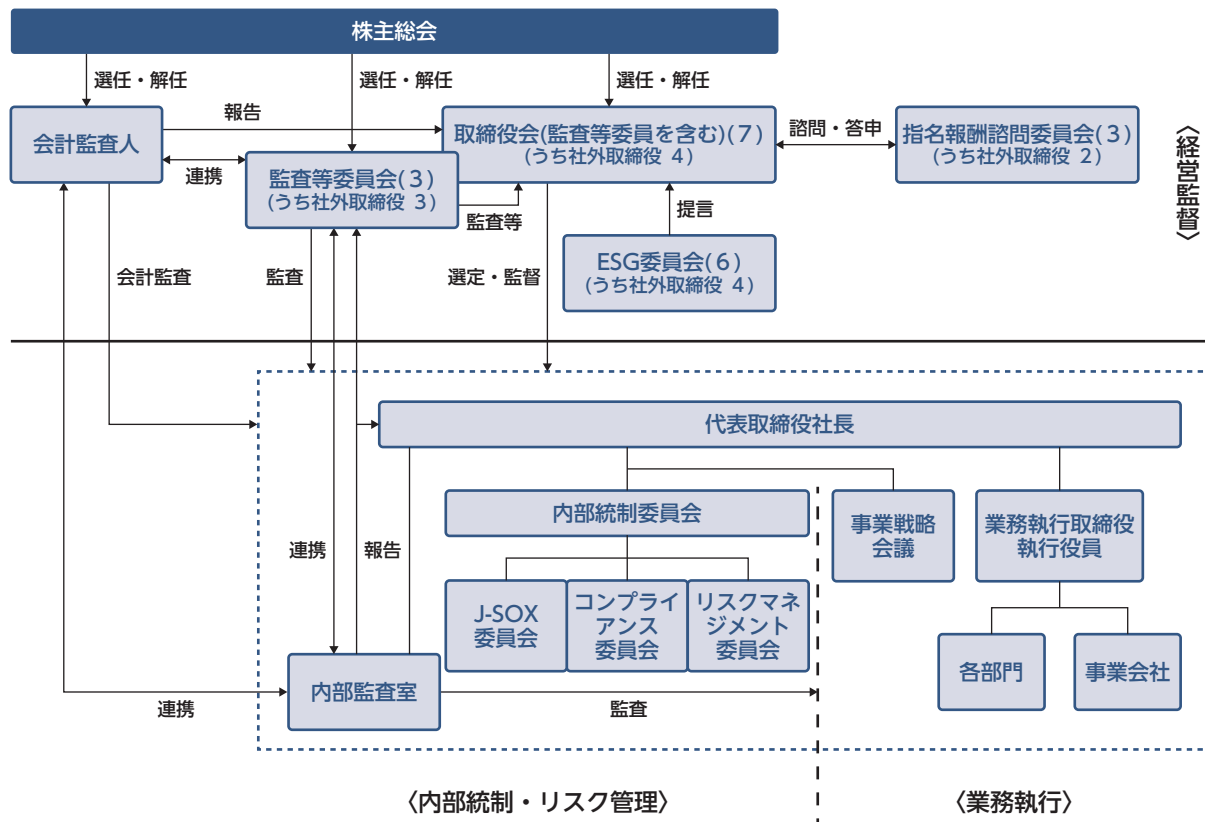
監査等委員会は、会計監査人の選定基準・評価基準を定め、また独立性と専門性を毎期確認しております。会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、検討委員会の答申を受けて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社の体制および方針 [グループコーポレート・ガバナンスの状況]



(1) 当社とその子会社および関連会社（以下、「メックグループ」という。）の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① メックグループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) メックグループの内部統制・コンプライアンス体制の基本として、メックグループ企業行動憲章・企業行動規範およびメックグループ内部統制・内部監査・J-SOX規程、コンプライアンス規程を定める。社長を委員長とする内部統制委員会とその下部組織であるコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、必要に応じて、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。
 - (ii) 取締役は、メックグループにおいて重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会および他の取締役へ報告する。
 - (iii) 適正かつ効率的な業務の遂行と内部統制体制が不正を未然に防止する体制となっているか、その整備運用状況の監査を行うことを目的に、内部監査部門である内部監査室を設置する。
内部監査室は、年間計画に従って内部監査を実施し、その監査結果を監査等委員会、取締役等に報告する。
 - (iv) 法令違反、就業規則等社内規程に違反する行為、セクシュアル・ハラスメント等非人道的な行為などの事実をメックグループ内部通報制度として、社外取締役の中から1名と内部監査室長、社外の弁護士等を直接の受領者とする内部通報システムを整備する。また内部通報者等が通報および調査に協力したことで不利益な取り扱いとならないよう徹底する。
 - (v) 監査等委員会は、会社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、代表取締役社長に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
 - (vi) 監査等委員会は監査等委員でない社外取締役および内部監査室に対し、原則として毎月1回開催の監査等委員会にオブザーバーとしての出席を要請することにより会合を持ち、監査結果等について報告するとともに、意見交換をする。
 - (vii) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、必要であれば警察関係行政機関や顧問弁護士等と連携し、適切な措置を講じる。
- ② メックグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) メックグループの取締役の職務の執行が経営の基本方針に基づき効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。会社の事業戦略に関わる重要事項については、取締役および執行役員等で構

成する毎月1回開催の事業戦略会議ならびに管理職で構成する毎年2回開催の全社方針会議において議論し、周知徹底を図る。

- (ii) 取締役の職務の執行に対する監督機能を高める等のため、取締役会における社外取締役の員数が過半数もしくは半数となるよう選任をする。一方で執行役員制度の充実も進め、監督と執行の分離を図っていく。
- (iii) 社外取締役が過半数の「指名報酬諮問委員会」と「ESG委員会」を設置し、取締役会に対し多面的な検討をした候補者推薦や多くの提言を行う。
- (iv) 社外取締役は、社長をはじめとする取締役、経営幹部と原則として年に2回の会合を持ち、意見および情報の交換をする。
- (v) 取締役会が決定する業務執行を効率的に行うため諸規程を置き、業務ごとの責任者・決裁権限・執行手続きの詳細を定める。

③ メックグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (i) 取締役会等重要会議の議事録および稟議書等の決裁書類の作成・保存・管理に関する事項を諸規程に定め、これらに則って業務処理を行うこと。
- (ii) 情報セキュリティ管理規程等の諸規程により、個人情報を含む情報資産の保護に取り組む、定期的に、全役職員に対して情報セキュリティに関する研修を行う。

④ メックグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 当社事業活動遂行上の主要なリスクとして、イ. 法令・定款違反リスク、ロ. 品質リスク、ハ. 環境リスク、ニ. 個人情報保護・特定個人情報保護リスク、ホ. 情報漏洩・情報セキュリティリスク、ヘ. 災害リスク、ト. サプライチェーンリスク等の事項を認識し、その把握と管理を行うための社内体制を整備する。
- (ii) リスク管理の基本体制として、社長を委員長とする内部統制委員会の下部組織であるリスクマネジメント委員会を設置し、メックグループリスク管理規程および関連規程を整備して、個々のリスクごとの管理責任体制を確立する。
- (iii) 事業継続のための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、不測の事態が生じたときは、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要により外部専門家等の支援も得て迅速に対応し、損害の未然防止、最小化対策を実施する。

- ⑤ グループ各社における業務の適正を確保するための体制
- (i) グループ各社における業務の適正を確保するため、メックグループとしての経営理念・社是・企業行動憲章をはじめとする諸規程を整備し、グループ各社は関連規程、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。
 - (ii) グループ各社の経営管理のために関係会社管理規程を定め、これに基づきグループ各社は決裁・報告をすることとし、重要な事項に関しては当社取締役会決議によって、グループ各社の経営管理を行う。
また、事業本部をはじめ、国内各業務部門がそれぞれの業務分野についてグループ各社の業務部門を統括し、連携・協働する。
 - (iii) 取締役は、グループ各社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査等委員会および他の取締役に報告する。
 - (iv) グループ各社は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反その他コンプライアンス上問題があると認めるときは、監査等委員会および内部監査室に報告し、監査等委員会および内部監査室は、代表取締役社長に意見を述べ、または改善策の策定を求める。
 - (v) メックグループの監査・内部統制の充実を図るため、監査等委員会と内部監査室はともに国内外の全事業所・部・室を監査する方針としている。グループ会計監査人のみならず海外グループ各社の監査に当たっては、現地会計監査人等とも情報交換を実施する。
- ⑥ メックグループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (i) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が監査等委員会に報告すべき事項および時期については、諸規程に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。また、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう徹底する。
 - (ii) 前項に拘わらず、監査等委員会は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員に対して報告を求めることができる。

- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査等委員会と内部監査室は、会計監査人と原則として年間4回の会合を持ち、意見および情報の交換を行い、連携と相互牽制を図る。
 - (ii) 監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができる。監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還については、監査等委員の請求に基づき適切に処理をする。
- ⑧ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会の補助に関する規程を設け、監査等委員会から要請があった場合の補助使用人の任命等の手続きを定める。
- 補助使用人の属する事務局は、監査等委員会の補助に関する規程の定めるところにより、監査等委員会に設ける。
- ⑨ 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 取締役会は、補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、その人事（異動、報酬等）については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとする。補助使用人は、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の指揮命令を受けない。

(2) メックグループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令および定款に適合することの確保に関する運用状況
- (i) 全取締役が出席する内部統制委員会を3回、コンプライアンス委員会を半年に1回計2回開催いたしました。いずれにおいても、開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。
- 内部監査室は監査等委員会と協議した年間監査計画を取締役に報告し、内部監査の結果を都度監査等委員会、取締役会等に報告しております。

- (ii) 内部通報システムのより一層の充実を図るため、メックグループとしてのグローバル内部通報制度を整備いたしました。内部通報システムの運用状況は内部統制委員会にて報告いたしました。
- (iii) 監査等委員でない社外取締役と内部監査室長は、原則月1回開催される監査等委員会にオブザーバーとして出席し、監査等委員である取締役と有効な意見交換をしております。
- (iv) メックグループの経営方針および企業行動規範の周知・徹底を図り、良き企業市民としての行動ができるよう、新たに入社した従業員（契約・派遣も含む）には『労務・倫理ガイドライン』によるコンプライアンス教育の周知・徹底を行っております。
- (v) メックグループの経営理念、中期経営計画等の経営方針を、共通価値観を持って捉え行動できるようグループ各社の取締役・執行役員および使用人に周知・教育を実施し、浸透を図っております。
- (vi) 全社のコンプライアンス状況の把握を目的とし、モニタリング調査を定期的を実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。

② 取締役の職務執行が効率的に行われることの運用状況

- (i) 当事業年度に取締役会を17回開催し、中期経営計画フォロー、人事制度、コーポレート・ガバナンスの充実、海外子会社設立等について活発な議論と審議を行いました。
- (ii) 指名報酬諮問委員会を8回、ESG委員会を4回開催し、取締役等の選任議案の審議、株式報酬制度、取締役会評価、コーポレートガバナンス・コード対応、新型コロナウイルス対応等の案件を中心に有効な提言を取締役会に行いました。
- (iii) 社外取締役と社長・経営幹部とで年2回の意見交換会を実施し、経営の基本にかかわるテーマを中心に活発な議論をいたしております。
- (iv) 重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任するとともに適正な職務執行権限委譲を実施し、迅速な職務執行に資するようにいたしております。

③ 情報の保存および管理に関する運用状況

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

④ リスク管理に関する運用状況

当社は薬品を扱う業種のため安全や化学薬品のリスクアセスに重点を置いて取り組んでおります。当事業年度は、全事業所で毒劇物管理体制の点検を実施、適切であることを確認しました。なお、年2回開催のリスクマネジメント委員会において、情報の共有と不備の洗い出しを実施・確認しております。

⑤ グループ各社の業務の適正を確保するための運用状況

新型コロナウイルス感染拡大による影響のため、選定監査等委員と内部監査室はグループ各社のリモートによる監査を実施し、必要に応じて現地会計監査人とのリモートによる情報交換を実施いたしました。

⑥ 監査等委員会の監査に関する運用状況

- (i) 監査等委員は、事業戦略会議、全社方針会議等の重要な協議の場に参加し、往査結果と合わせ内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- (ii) 監査等委員会は、会計監査人と年4回、内部監査室と年17回の意見および情報交換会を実施し、経理部門との打ち合わせ会にも出席しました。監査等委員会は、会計監査人との打ち合わせ内容を取締役会に都度報告しております。

<ご参考>

コーポレートガバナンス・コードに関する主な取組み

① 招集通知の早期開示および議決権の電子行使

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の皆様の権利が実質的に確保されるよう努めております。

株主の皆様が議決権行使するための十分な検討期間を設けられるように、招集通知を株主総会開催日の3週間前に発送、さらにその1週間前にウェブサイトにて電子開示を行い、正確な情報の迅速かつ公平な提供に努めております。ただし、2020年につきましては、株主総会開催日の4週間前にウェブサイトにて電子開示を行いましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、発送は株主総会開催日の2週間前になりました。

また、株主の皆様の利便性も考慮し、議決権の電子行使を導入しております。

② 株式報酬制度の導入

当社は、株主の皆様と一層の価値の共有を図るため、また当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献のため、取締役および執行役員向け株式報酬制度を導入しております。

③ 取締役会および監査等委員会評価

取締役会および監査等委員会の実効性を確保するため、取締役会および監査等委員会評価を実施いたしました。

取締役会評価は、全取締役を対象に自己評価を実施し、その結果を以降の取締役会運営改善・内容の向上に活かし、実効性を確保しております。

監査等委員会評価は、監査、監督に係る選択項目について監査等委員の自己評価および独立社外取締役（監査等委員を除く。）と内部監査室長による外部評価を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等の決定方針

当社は、剰余金の配分につきましては、長期的な企業価値拡大のための事業活動への再投資と株主を始めとする各ステークホルダーに対する利益還元との均衡を基本に、当該期および今後の業績等を勘案のうえ実施する方針であります。事業活動への再投資としては、競争力の強化・維持のための研究開発投資、生産設備投資、国際戦略投資を中心に据えつつ、継続的な事業活動を支える安定した財務体質確立のための内部留保も図ってまいります。また、配当金につきましては、安定配当の考え方を維持しつつ期間利益の反映を図る所存であります。

② 当期の剰余金処分

繰越利益剰余金1,715,463,558円の処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、2021年2月12日開催の取締役会決議により、1株当たり期末配当金は14円とし、既に実施済みの中間配当金12円を合わせ年間配当金1株当たり26円とさせていただきます。期末配当金の総額は268,455,894円であります。また、別途積立金に700,000,000円を積立て、残額の747,007,664円を次期繰越利益とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,575,499	流 動 負 債	3,528,677
現金及び預金	5,579,463	支払手形及び買掛金	1,263,258
受取手形及び売掛金	3,620,577	短期借入金	400,000
電子記録債権	329,006	未払金	477,481
商品及び製品	415,861	未払費用	143,020
仕掛品	159,982	未払法人税等	362,044
原材料及び貯蔵品	350,560	賞与引当金	317,936
その他	123,606	役員賞与引当金	38,005
貸倒引当金	△3,558	設備関係未払金	247,948
		その他の他	278,982
固 定 資 産	10,935,253	固 定 負 債	511,213
有形固定資産	8,998,594	繰延税金負債	369,916
建物及び構築物	4,232,222	退職給付に係る負債	24,997
機械装置及び運搬具	936,501	株式報酬引当金	79,699
工具、器具及び備品	322,938	その他の他	36,599
土地	2,935,817	負 債 合 計	4,039,890
使用権資産	40,153	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	530,961	株 主 資 本	16,543,283
無形固定資産	140,370	資 本 金	594,142
投資その他の資産	1,796,289	資 本 剰 余 金	541,273
投資有価証券	859,665	利 益 剰 余 金	16,583,712
退職給付に係る資産	809,578	自 己 株 式	△1,175,844
繰延税金資産	3,256	その他の包括利益累計額	927,578
その他	123,788	その他有価証券評価差額金	373,484
資 産 合 計	21,510,752	為 替 換 算 調 整 勘 定	363,902
		退職給付に係る調整累計額	190,190
		純 資 産 合 計	17,470,862
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	21,510,752

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,956,625
売上原価	4,560,825
売上総利益	7,395,800
販売費及び一般管理費	5,025,528
営業利益	2,370,271
営業外収益	
受取利息	23,579
受取配当金	10,882
試作品等売却収入	10,028
その他	27,079
営業外費用	
支払利息	1,594
売上割引	3,305
為替差損	42,536
その他	5,928
経常利益	53,365
特別利益	2,388,475
固定資産売却益	812
投資有価証券売却益	2,018
特別損失	
固定資産売却損	10,694
固定資産除却損	71,567
税金等調整前当期純利益	82,261
法人税、住民税及び事業税	2,309,044
法人税等調整額	636,348
当期純利益	76,777
親会社株主に帰属する当期純利益	1,595,919
	1,595,919

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,624,234	流 動 負 債	2,838,899
現金及び預金	2,735,049	支払手形	628,533
受取手形	92,418	買掛金	278,268
電子記録債権	329,006	短期借入金	400,000
売掛金	2,027,294	未払金	358,546
商品及び製品	179,681	未払費用	123,523
原材料及び貯蔵品	187,904	未払法人税等	261,623
前払費用	11,022	預り金	66,375
未収入金	48,518	賞与引当金	315,726
その他の他	13,339	役員賞与引当金	38,005
固 定 資 産	10,149,876	設備関係支払手形	120,589
有形固定資産	7,065,849	設備関係未払金	245,179
建物	3,312,188	その他の負債	2,528
構築物	145,269	繰延税金負債	96,992
機械及び装置	649,984	資産除去債務	587
車両運搬具	16,754	退職給付引当金	22,000
工具、器具及び備品	206,181	株式報酬引当金	79,699
土地	2,274,036	その他の引当金	23,855
建設仮勘定	461,435	負 債 合 計	3,062,034
無 形 固 定 資 産	130,641	純 資 産 の 部	
借地権	29,380	株 主 資 本	12,338,592
ソフトウェア	99,238	資 本 金	594,142
その他の他	2,023	資 本 剰 余 金	541,273
投 資 そ の 他 の 資 産	2,953,385	資 本 準 備 金	446,358
投資有価証券	859,665	その他資本剰余金	94,914
関係会社株式	1,057,492	利 益 剰 余 金	12,379,021
出資金	77,630	利 益 準 備 金	63,557
関係会社長期貸付金	414,000	その他利益剰余金	12,315,463
長期前払費用	28	別 途 積 立 金	10,600,000
前払年金費用	529,943	繰越利益剰余金	1,715,463
その他の他	14,625	自 己 株 式	△1,175,844
資 産 合 計	15,774,111	評 価 ・ 換 算 差 額 等	373,484
		その他有価証券評価差額金	373,484
		純 資 産 合 計	12,712,077
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,774,111

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,397,576
売上原価		3,224,223
売上総利益		5,173,352
販売費及び一般管理費		3,512,616
営業利益		1,660,736
営業外収益		
受取利息及び配当金	339,716	
試作品等売却収入	10,028	
その他の	11,850	361,595
営業外費用		
支払利息	500	
為替差損	39,965	
その他の	324	40,790
経常利益		1,981,541
特別利益		
固定資産売却益	149	
投資有価証券売却益	2,018	2,168
特別損失		
固定資産除却損	64,490	
関係会社株式評価損	344,398	408,889
税引前当期純利益		1,574,820
法人税、住民税及び事業税	393,971	
法人税等調整額	17,467	411,439
当期純利益		1,163,380

独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

メック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 池 田 哲 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メック株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

メック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 池 田 哲 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メック株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査の方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、内部監査室その他の使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた「監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、内部監査室と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、事業戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びすべての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。代表取締役社長・経営幹部と監査等委員を含めた社外取締役との意見交換会を年2回持ち、内部監査室とは計17回の会合を持ちました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またリモートによる監査を実施し、重要書類を閲覧し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、また職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人とは4回の会合を持ちました。子会社の会計監査人とも必要に応じてリモートによる意見及び情報の交換の場を持ちました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月17日

メック株式会社 監査等委員会

監査等委員 高 尾 光 俊 ㊞

監査等委員 橋 本 薫 ㊞

監査等委員 林 光 雄 ㊞

(注) 監査等委員3名は、全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

会場 都ホテル 尼崎 3階 鳳凰の間

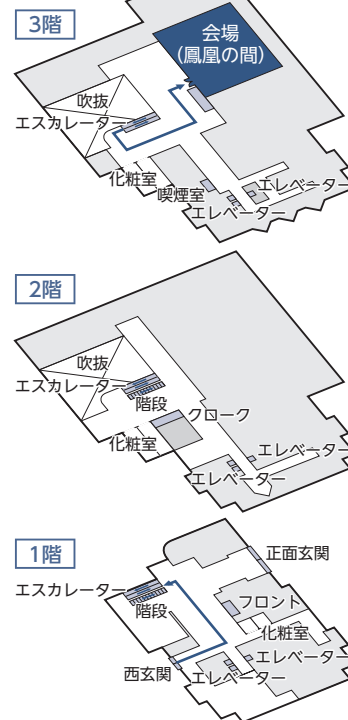
兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号

※本総会専用の駐車場の用意がございませんので、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。



株主総会会場
都ホテル 尼崎

都ホテル 尼崎 フロア図



交通 「阪神尼崎駅」 西改札を出て北方面にお進みいただき
中央公園より立体遊歩道にて徒歩約6分